

地盤変動影響調査算定要領（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>第2節 建物等の調査</p> <p>(調査)</p> <p>第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会のうえ行い、第12条に規定する様式第3に調査内容を確認した旨の署名・押印を求めるものとする。</p> <p>3 <u>前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。</u></p> <p>(写真撮影)</p> <p>第10条 <u>前2条に規定する事前調査に当たっては、改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影するものとする。この場合において、写真の撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 第8条の一般的事項の調査においては、<u>損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。</u></p> <p>二 <u>四方からの外部及び屋根</u></p> <p>二 <u>各室</u></p> <p>3 <u>前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。</u></p> <p>二 <u>調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名</u></p> <p>二 <u>損傷名及び損傷の程度（計測）</u></p> <p>三 <u>撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所</u></p> <p>(事後調査における損傷調査)</p> <p>第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した<u>損傷</u>については、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条（第2項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。</p> <p>2 <u>第8条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事</u></p>	<p>第2節 建物等の調査</p> <p>(調査)</p> <p>第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。</p> <p>2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会のうえ行い、第12条に規定する様式第3に調査内容を確認した旨の署名・押印を求めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(写真撮影)</p> <p>第10条 <u>第9条に規定する建物等の各部位の調査に当たっては、次により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</u></p> <p>二 <u>カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。</u></p> <p>二 <u>事前調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。</u></p> <p>イ <u>四方からの外部及び屋根</u></p> <p>ロ <u>各室</u></p> <p>三 <u>第9条の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。</u></p> <p>イ <u>調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名</u></p> <p>ロ <u>損傷名及び損傷の程度（計測）</u></p> <p>ハ <u>撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事後調査における損傷調査)</p> <p>第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した<u>損傷</u>について、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条の定めるところにより調査するものとする。</p> <p>2 <u>事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第8条の事前調査</u></p>

前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所を調査するものとする。

第3節 調査書等の作成

(事前調査書等の作成)

第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

一～五 (略)

六 写真台帳(様式第4)

(事前調査書及び図面)

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

一～四 (略)

五 損傷調査書は、第8条及び第9条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況を記載して作成するものとする。

なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。

六 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。

(発生材価額)

第26条 発生材価額は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査するものとする。

第3節 調査書等の作成

(事前調査書等の作成)

第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

一～五 (略)

六 写真集(様式第4)

(事前調査書及び図面)

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

一～四 (略)

五 損傷調査書は、第8条及び第9条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。

六 写真は、撮影したものをカラーのサービス判でプリントし、様式第3及び様式第4に所定の記載を行ったうえでファイルする。

(発生材価格)

第26条 発生材価格は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

様式第 4

様式第 4

	(写 真 貼 付)	
--	-------------	--

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名
○	

注 写真番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

様式第 4

様式第 4

	(写 真 貼 付)	
--	-------------	--

撮影番付	撮影対象箇所及び損傷名
○	

撮影番付	撮影対象箇所及び損傷名
○	

撮影番付	撮影対象箇所及び損傷名
○	

注 撮影番付の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。